

子育て支援おやこ リスクマネジメント実施規定

1 〈目的〉

事業所が利用者に福祉サービスを提供する過程で発生する事故や、被害は生じなかったものの「ヒヤリ」「ハット」する事態の発生を防止、解消する体制を確立し、適切、安全な福祉サービスの提供に資することを目的に、リスクマネジメントに関する取り組みを行う。

2 〈実施内容〉

事業所における利用者の安全確保、利用者サービスの向上、利用者の個人情報の保護を図るために、下記の取り組みを行う。

- ① リスクマネジメントの推進方策の検討
- ② リスクマネジメントに関する取り組みの広報・周知
- ③ 事故が発生した場合の対応策の検討
- ④ リスクマネジメントに関わる取り組みを検討・推進するための体制整備
- ⑤ その他

3 〈実施体制〉

- (1) 各事業所は、施設長を責任者とするリスクマネジメント推進体制を整備する。
- (2) リスクマネジメントの取り組みを推進する担当職員を配置する。

4 〈リスクマネジメント推進に関する取り組み内容〉

- ① 事故防止の検討
- ② 事故、ヒヤリ・ハットの分析及び再発防止策の検討
- ③ 事故防止のために行う職員に対する指示、施設長に対する提言
- ④ 事故防止のための啓発、教育、広報、検討結果の報告等に関する事
- ⑤ 感染症の予防に関する事
- ⑥ 利用者の個人情報保護に関する事
- ⑦ その他

5 〈様式〉

- (1) 事業所で発生した事故、ヒヤリハット体験を報告するための報告書様式を整備する。
- (2) 各報告書は、事故等の発生後速やかに施設長に提出する。